

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年7月11日(2013.7.11)

【公開番号】特開2012-145458(P2012-145458A)

【公開日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2012-030

【出願番号】特願2011-4310(P2011-4310)

【国際特許分類】

G 01 M 7/08 (2006.01)

【F I】

G 01 M 7/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月27日(2013.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ダミーと車両構造部材とを衝突させることによって、車両の衝突を模擬する衝突試験装置であって、

前記ダミーを載置する載置部と、

前記載置部側に向かって前記車両構造部材を移動させる入力部と、

前記車両構造部材を固定する固定部と、を備え、

前記入力部は複数設けられ、

複数の前記入力部は、それぞれ独立して駆動され、

前記入力部の移動方向側の端部には、前記固定部を接続するためのボルジョイントが設けられていることを特徴とする衝突試験装置。

【請求項2】

前記固定部は、ドア模擬治具及びピラー模擬治具によって構成され、

前記ドア模擬治具及び前記ピラー模擬治具は、前記車両構造部材を面支持することを特徴とする請求項1に記載の衝突試験装置。

【請求項3】

前記入力部と前記固定部との接続部分には、スライド機構が設けられていることを特徴とする請求項1又は2に記載の衝突試験装置。

【請求項4】

所定方向に移動するスレッド台車を更に備え、

前記載置部は、前記スレッド台車に設けられ、

前記入力部は、前記所定方向に駆動するアクチュエータによって構成されると共に、前記スレッド台車に設けられ、

前記固定部は、複数の前記入力部に支持されていることを特徴とする請求項1～3の何れか一項に記載の衝突試験装置。